

平成18年5月31日

平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年5月25日（木）14:00～16:00
- 場 所 さいたま市浦和岸町コミュニティセンター
- 講演者 全国消費生活相談員協会専務理事 山上 紀美子
- 参加人員 63名

1 講演内容の概要について

【テーマ】 《 高齢者を狙った悪質商法 》

- テキストを参考に事例紹介…次々販売の実態について
- だまされやすさ心理チェック（テキスト裏表紙）
→ほとんどの参加者がいずれかの項目にあてはまった。
- 演劇 ～新しい羽毛布団を見つけて～
 - 先生……………アナウンサー 役
 - 出席者（3名協力） ……高齢者役、ヘルパー 役、悪質業者役
- クーリング・オフについての説明
- 身近な訪問販売事例の紹介…新聞勧誘、SF商法など
- ビデオ上映
- テキストを参考に事例紹介
- 模擬体験…クーリング・オフ書面の作成
- 質疑応答

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q. クーリング・オフを過ぎてしまった場合はどうしようもない？

A. 無条件解約はできなくなるので、業者との話し合いになる。
消費生活センターへ相談を。

Q. 高齢者の中には、手先が震える等文字を書くのに不自由な人もいる。
クーリング・オフ書面は本人が書かなければならないのか？

A. 基本的には本人。どうしても書くのが大変ならば、文末に書く本人の住所・氏名の部分については、本人の直筆で。

Q. クーリング・オフの期日が土日に重なった場合、配達記録で出すことはできないと思うのだが、翌日に送付することになっても良いだろうか？

A. 翌日ではなく、その日に出して。クーリング・オフは期間内に行うことが大事。最近は大きな郵便局であれば土日でも窓口を開設しているので、そういったところを利用する。あるいは、配達記録ではないとしても、はがきを出す。ただし、はがきのコピーは必ず保管する。また、FAXなどでクーリング・オフの意思を伝えておき、翌日に念のため（既にFAXでクーリング・オフ書面を送信したことも添えて）はがきを送る。

さいたま市市民局市民部消費生活総合センター

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。